

# 内部統制システムに関する基本方針

平成19年 1月30日制定

令和 3年 6月 4日改定

令和 4年 5月27日改定

## <基本方針策定にあたっての考え方>

当社はホクレンのグループ会社として「事業活動を通じ北海道農業に貢献する」ことを経営理念として、技術と経営に優れた企業、社会から求められる期待や役割に応える企業を目指し、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、これを推進するものとする。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス及び危機管理に全社的に取り組むために代表取締役を最高責任者とする「危機管理・コンプライアンス委員会」を設置する。

また、すべての取締役及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動する基準となる行動規範を定めるとともに危機管理・コンプライアンス・内部監査を運営推進する内部統制室を設置して、法令及び定款への適合性を確認し、業務の有効性・効率性を高めることにより広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職制規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危機に対して、危機の規模や発生頻度に応じ、事前に適切な対応策を準備することにより、損失の最小化に努め組織的な対応を行う。

対応方法については「危機管理マニュアル」に基づき、リスクの抑制・回避に努め、万一が危機に陥った場合には、危機対策本部等を設置し、適切な対応の実施と追加的な危機の防止を図り、その後の再発防止策を講じる。

### 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を3か月に1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、緊急事態発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断を行う。

業務の運営については、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョン目標を定めた中期方針及び単年度の事業計画を策定する。

#### **5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制**

当社は、会計基準その他法令を遵守するとともに、経理規程等のルールを整備し、適切な会計処理を行う。また、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施して財務報告の適正性の確保に努める。

#### **6. ホクレングループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、ホクレングループの一員として相互に連携を図り、コンプライアンス体制、リスク管理体制等を整備するとともに適正な運用に努める。

また、通報・相談窓口である外部ホットライン（ホクレングループ・フレッシュライン）に加入し、適切な経営管理に努める。

#### **7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置する。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

#### **8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、監査役は取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

以 上